



# 南のかぜだより

\*\*\* 第4号 \*\*\*

発行日 平成29年1月吉日

発行 特定非営利活動法人  
ソーシャルネット南のかぜ

ソーシャルネット南のかぜは、たとえ判断力が不十分でも、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

成年後見制度は、2000年に介護保険制度と車の両輪としてスタートしていますが、残念ながら、その利用は進んでいません。

## 制度利用の促進に向け「成年後見制度利用促進法」が施行

国も成年後見制度は認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことを重く受け止め、平成28年5月13日に「成年後見制度利用促進法」を施行しました。

この法律の狙いのなかに、本人が「地域の中で安心して暮らせること」「地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進」「地域において成年後見人等となる人材の確保」などがあり、地域の力を活用し幅広く制度利用を普及、促進する必要があると謳っています。

## ソーシャルネット南のかぜは

地域の需要に応じた利用の促進を図るために、今後も地域の皆様とつながって成年後見制度の普及・利用促進・後見等受任に力を尽くしていきます。



地域の人々がつながって  
支え合いの輪を広げるために  
ソーシャルネット南のかぜで  
安心した生活と  
あなたらしい人生を  
一緒につくりましょう！

ソーシャルネット南のかぜでは、高齢者・障がい者、その家族・支援者、介護保険、障害者総合支援法、成年制度、司法等の駆使、相続・遺言、権利擁護などの各種相談に応じます。私たちは、社会福祉士と弁護士がチームとなって相談から実現までを丁寧にご支援いたします。まずは、お電話下さい。

TEL 042-379-8485

☆弁護士による専門相談（有料・予約制）

☆一般相談・随時受付 初回2時間無料（事務所内相談・訪問相談（要予約）・電話相談含）

※2時間以降有料

活動エリアは南多摩エリアとその周辺です。



「障がい者交流ひろば」に参加して  
小川弘子

9月10日稲城市の「障がい者交流ひろば」に初めて参加しました。ソーシャルネット南のかげとしては2回目の参加でした。会場に入るなり活動団体の予想外の多さに驚き、会場に溢れるエネルギーを感じました。参加19団体から、活動内容の紹介がありました。その中に「安心安全連絡会」があり、今回参加する個々の団体がメンバーとのこと。それぞれの代表者が集まって会合を持つと伺いました。成年被後見人を支援していく上で、地域の人々や情報が必要ですが、そのためには地域で活動する様々な団体が一堂に会する情報交換の場を作ることが必要と想ったことです。目に見える人と人との連携や様々なニーズや情報共有のネットワークがそこから生まれると感じました。成年後見制度については、知っている

人、必要性を感じている人、知らない人と様々で、認知度は高くないと実感、制度をまですぐの人に知ってもらうことが必要と感じた一日でした。

「虐待事例について」の講義を聞いて

講師 本村雄一氏  
坪郷鹿都江

9月8日、ステップアップ研修「虐待事例について」に参加しました。講師の本村さんは、虐待対応に関わる仕事に携わっていらつしやいます。地域包括支援センター・地域ケア会議・地域ケアシステムについてたいへんわかりやすく話してくださいました。また、日野市の状況、日野市地域包括支援センターありんの取組み、母体の社会福祉法人が生活困窮者自立支援、子どもの貧困などにも取り組んでいることがわかりました。全国に「子ども食堂」が増えていますが、本場に困っている子供は送迎がないと来られないという貴重なお話も聞きできました。虐待事例は、これらの取組みが反映され、養護者を支援するという虐待の取組みの重要な視点によりわかりやすく明確であったと思います。養護者が知的障害者等の場合どのように関わっていくのか、高齢者と養

護者の両方の支援が必要な構造があるということの理解を深められました。戸惑ってしまうセルフネグレクトについて、本人のそのような部分も受け止めながら関わり続けていくという姿勢を学ぶことができました。今後に活かしていきたいと思えます。

地域後見人として活動して

廣田雅恵

権利擁護講座を受講した事がきっかけで南のかげに入会しました。会員は経験豊富な社会福祉士や弁護士、施設職員の方など専門家ばかりで戸惑いました。自分自身の学びの場と親の介護問題などに役立つと考え、できる限り事例検討会や勉強会に参加しました。半年後、任意後見の地域後見人として活動を開始しました。公証役場への同行、入院・退院の立ち会いなど初めてのことがかりでしたが、長い後見活動経験者とペアでの活動ですので、いろいろ教えていただけるのが心強いです。そして、今年の8月、成年後見人とペアで地域後見人を担う事になりました。定期的に施設を訪問し、被後見人の方と面会するたび、後見人の役割(財産管理と身上監護)の重要性を痛感しています。本人を中心におい

新会員の紹介

《坪郷鹿都江さん》

権利擁護センターばあとなあ東京の平成15年度成年後見人養成研修を修了し、4月に入会いたしました。研修中に、個人で受任することはリスクが大きいなどと懸念を口にしていたところ、幸運にも、研修で一緒にた会員の鈴木禎子さんが声をかけてくださいました。社会福祉士取得後すぐに成年後見制度ができました。本当に必要な制度と思いいつか自分も携わってみたいと思っています。特別養護老人ホーム、訪問介護事業所を経て現在は、居宅介護支援事業所のケアマネージャーの仕事をしています。色々学ばせていただきました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

《小沢洋一さん》

好きな食べ物：スイーツ、日本酒  
特技：科学実験  
マイブーム：生姜入り紅茶十人参ジュース、ポケモンGo(レベル27)  
住まい：稲城市  
興味関心：知的障害者の成年後見

今年度のスケジュール・・・

- 1月  
★権利擁護講座  
(日野青い鳥福祉会共催)  
日程：12/21、1/18、1/25、2/1  
場所：青いとり日野(上田)2階  
★新年会・会員連絡会  
2月理事会  
3月会員連絡会

弁護士による法律事例検討会を毎月第4金曜日午後実施しています。

会員対象に、後見活動に関する法律的な相談会を実施しています。2時間の予定が毎回大幅に延長する熱心な会となっています。弁護士に確認することで法的な根拠に基づく成年後見活動を実施していくことが可能です。

## 任意後見制度利用 相談者 A さんの声

前号南のかげだよりで成年後見制度の法定後見制度の利用状況をお伝えしました。今回は、任意後見制度についてお伝えします。

任意後見制度とは、判断能力がある間に、自分で後見人を選んで判断能力が衰えた後の生活全般をお願いしておく事が出来る制度です。

現在、任意後見の利用を考えている相談者のお話を伺いました。

**Q** どうして任意後見を利用しようと思ったのですか？

**A** 去年の冬に肺炎で入院して、急にこれからの事が心配になりました。20代で結婚して夫と死別しました。子供は授かりませんでした。自分の兄弟はもう亡くなり、甥や姪はいるので疎遠です。友人に聞いた役割所に相談に行ったり高齢者向けの講座を聞きに行ったりしました。無料法律相談も受けました。

その中で、成年後見制度を知りました。ただ、私はまだ介護認定も受けておらず、判断能力もあり、元気に暮らしています。弁護士さんからは、「今のあなたが利用するとすれば任意後見

制度だね」と言われ、任意後見制度について調べました。

私は今、持ち家で遺族年金暮らしをしています。多少の蓄えもあり、これまであまり不安を感じる事はありませんでした。しかし、入院を機に調べた結果、任意後見が必要と思いましたが、なかなか踏み切れませんでした。

**Q** なかなか踏み切れなかったというのは、どういう点でしょうか？

**A** やっぱりお金那点ですかね。今、私も元気ですし、見守り契約の話も聞きましたが、見守りだけで、毎月お金がかかるのは・・・もしもの入院のためにも、できるだけ貯金は減らしたくありません。弁護士さんや司法書士さんに相談に行ったら、ちょっと自分には高いと思つて・・・友人から社会福祉士さんが相談にのってくれると聞いてこちらに伺いました。

まだ、相談を始めたばかりですが、私のこれまでの事や今後の希望、経済状況など、細かく話をきいて下さって、私に合った任意後見と一緒に考えてくれます。今、とても安心して生活が送れています。



## 「成年後見法世界会議」 大輪典子

第4回 成年後見法世界会議が2016年9月14、15、16日まで世界各国から500名余りの参加を得て、ベルリン・エルクナにて開催されました。日本からは50名余りが参加しました。各国からも、多くの司法関係者やソーシャルワーカーが参加し成年後見制度について議論が交わされました。

話題の中心は、2006年の国連の障害者権利条約に基づき条約第十二条の「法の前における平等な承認」について、他者決定である代理権・取消権や意思決定支援について、それぞれの国の成年後見制度をどのように改革していくかということがテーマになっていました。この条約は、障害者団体が「私たち抜きに私たちのことを決めるな！」を合言葉にした運動の結果、国連総会で採択されたものです。日本は2014年1月20日に批准しました。批准国は、条約の規定を守り、実行することとが義務付けられます。「障害者権利委員会」がつくられ、条約の実施状況を報告しなければなりません。日本の成年後見制度は後見類型の包括的代理権等

がこの条約に違反すると考えられています。

日本の障害者団体(DPI)は、十二条・法の前の平等について「自分のことは自分で決めること、決めていいことが大切です。また、自分のことを決める時に、必要な助けを受けながら、決められること、そのための支援をちゃんと用意することが大切です」と課題整理しています。これからの成年後見制度は、財産管理から身上監護への転換と意思決定支援が重要な役割になってくると考えられます。

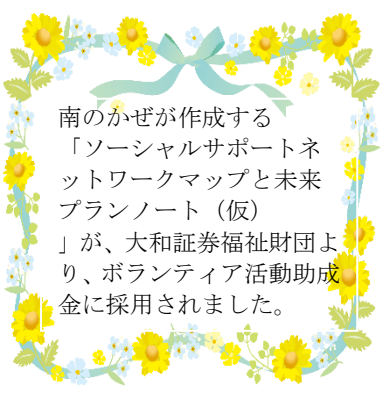
## 薔薇の誘惑 伝統のガーデン巡り 大井桂子

ボランティアが来なくなり、すっかり荒れてしまった勤務先の薔薇の姿に心が痛み、手入れをするために、多摩市にある大学の「薔薇を育てて楽しむ」の公開講座で薔薇の素晴らしさに出会いました。

その中で、講師のかの有名な野村和子先生とガーデンの本場のイギリスに行きました。最初に行った湖水地方は、ピーター

ラビットの世界、百年前の農家や村そのものが保存されておりタイムスリップしているように感じました。果てしない草原に羊が寝そべっていて、ライダル湖畔のハイキングでは、素晴らしい景色に見とれながら、所々にあるベンチには、犬を連れた老夫婦が休んでいて、映画のワンシーンのようであるで別世界でした。退職してからは自分へのご褒美という理由で、今年もイギリスがEU離脱の日にロンドンに滞在し、薔薇を中心のガーデン巡りを楽しんでいました。

多摩市に秘密の花園(ガーデン)があります。パルテノン多摩の近くで、グリーンライプセーターです。薔薇をはじめ季節の花々が咲き乱れています。庭でオーガニックのコーヒーを飲みながら、かすかな風のささやきを聞き、癒しの空間になっています。私は、薔薇を中心に花の手入れのボランティアをしています。秘密の花園を覗いて見ませんか。



南のかげが作成する「ソーシャルサポートネットワークマップと未来プランノート(仮)」が、大和証券福祉財団より、ボランティア活動助成金に採用されました。

## 5つの生活場面

### (個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境)

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために“Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities”」という発達障害 (developmental disabilities) 者のための活動報告書の第1部に自己決定: 権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任“Summary Chart Of 26 Human Rights”」について、この「南のかぜだより」に連載しています。

### 3. 「RELIGION」信仰について

個人の権利の第三は、RELIGION すなわち信仰・宗教に関するものです。

To freely go to the church, synagogue, mosque, or house of worship of your choice, or not go  
「教会や、ユダヤ教会、イスラム教の寺院、あるいは他のあなたの選んだ祈りの場に行くことは自由です。また、行かない事も自由です。」これは「選んだ宗教を信仰する事由があります。宗教を信仰しない自由もあります」と理解できるのではないのでしょうか。そして、この権利の実現に向けて3つの例が挙げられています。

To learn about and to follow your religion, if you choose to do so  
「あなたがその信仰を選んだなら、それを学び信仰を継続しましょう。」

To respect the religion of others  
「異なる他の宗教を尊重しましょう。」

To respect those who do not practice a religion  
「信仰を持たない人たちも尊重しましょう。」

平成28年度 第1回「権利擁護講座」を開催しました。

親族に任意後見制度や成年後見制度の利用を考えている人、地域後見人を目指す一般市民の方、南のかぜ会員を対象に、「任意後見制度と成年後見制度を学びましょう」と題して、任意後見制度と法定後見制度についての制度理解から申し立て準備、申立書の作成、後見制度の実際まで4回の連続講座を6月に実施しました。一般4名、会員6名の参加がありました。

次回は、日野市の「青い鳥」を会場に本年度2回目の「権利擁護講座」を開催します。

### 会員募集中です。あなたも会員に!

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員	<入会金>	個人 10,000円	団体 1口 10,000円
	<会費>	個人 12,000円	団体 1口 20,000円
賛助会員	<入会金>	なし	
	<会費>	個人 3,000円	団体 1口 10,000円

《連絡先》 特定非営利活動法人  
ソーシャルネット南のかぜ事務局  
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18  
Tel & Fax 042-379-8485  
Mail: [minaminokaze@triton.ocn.ne.jp](mailto:minaminokaze@triton.ocn.ne.jp)  
URL: <http://minaminokaze-social.net/>  
営業時間: 10:00~16:00 (土日祝日は除く)

